

令和2年

第3回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和2年3月25日 午後1時30分から
場 所 本庁舎4階 第2委員会室

1 出席委員

1番 西 方 敬	9番 竹 内 浩
2番 柳 田 三千夫	10番 近 藤 剛 司
3番 二 宮 賢 一	11番 鈴 木 洋 有
5番 野 崎 健 一	12番 石 井 雅 浩
6番 今 井 正	13番 安 池 雅 美
7番 福 島 啓	15番 青 木 貞 治
8番 吉 川 京 男	16番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

西 川 克 己 柏 木 博 吉 川 正 守 屋 正 三

5 出席した書記

事務局長 久保田 徳人
書 記 柏木 しのぶ

6 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第5号 農用地利用集積計画書の決定について

議案第6号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分
計画案について

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議長 それでは、これより総会を開催します。

ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和2年第3回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、1番西方敬委員と15番青木貞治委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第5号「農用地利用集積計画書の決定について」議題に供します。

なお、議案第5号3番については農地中間管理事業に係る案件ですので、議案第6号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」と合わせて審議します。

では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第5号「農用地利用集積計画書の決定について」は、議案書1ページ及び2ページの3件でございます。場所につきましては総会資料の1ページから3ページをご覧ください。大磯町長より令和2年3月16日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

また、議案第6号1番の「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案について」は議案書3ページ及び4ページの1件でございます。場所につきましては議案第5号3番と同様です。大磯町長より令和2年3月16日付けで農用地利用配分計画案について意見を求められています。

まず、最初に議案第5号1番について朗読と説明をします。

事務局 《議案第5号1番を朗読・説明》

書記 議案第5号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は、農業振興地域の露地畑ですが、所有者は高齢者で後継者も非農家なの

で長年に渡り遊休農地となっています。今回、地元の農家が借りることで農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

なお、３月１２日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第５号１番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

２番委員（柳田） ２番柳田です。議案第５号１番の農地について、３月１２日に西方会長職務代理者と私と事務局２名で現地確認を行いました。

当該農地は、借り手が耕作している農地に隣接しており、農家の営農拡大と効率化が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農家の営農拡大と効率化が図られるとのことですが。

では、議案第５号１番について、これより質疑に入ります。

《意見なし》

議長 質疑がないようですので、議案第５号１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第５号１番は原案とおり決定いたしました。

次に議案第５号２番について審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第５号２番を朗読・説明》

書記 議案第５号２番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は、農業振興地域の急斜面のミカン畑で、所有者が高齢者で耕作ができないため、地元のＮＰＯ法人に貸すことで農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

なお、３月１２日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局２名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第5号2番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第5号2番の農地について、3月12日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地はミカン畑ですが、地元のNPO法人が借りて収穫したミカンを加工することで農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことです。

では、議案第5号2番について、これより質疑に入ります。

委員 収穫したミカンを加工するとのことですが、どんなことをしているのですか。

書記 茅ヶ崎市にある酒造メーカーのオレンジビールの原料として出荷しています。

委員 他にも活動をしているようですね。

書記 酒米の栽培を行っています。

委員 収穫した酒米をどうしていますか。

書記 県内の酒造メーカーで日本酒を造って会員に配布し、余ったものは町内の地場産販売店などで販売しています。

委員 現在、NPO法人の会員はどのくらいいますか。

書記 100人程度と聞いています。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第5号2番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号2番は原案とおりの決定いたしました。

次に議案第5号3番と議案第6号1番を合わせて審議します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 議案第5号3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は、農業振興地域の露地畑ですが、長年に渡り耕作放棄地となっています。農地中間管理事業により公益社団法人神奈川県農業公社が農地を借り上げ、地元の農家に貸すことで農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

なお、3月12日に西方会長職務代理者、西小磯地区担当の柳田委員及び事務局2名で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第5号3番及び議案第6号1番につきましては現地調査をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

2番委員（柳田） 2番柳田です。議案第5号3番及び議案第6号1番の農地について、3月12日に西方会長職務代理者と私と事務局2名で現地確認を行いました。

当該農地は耕作放棄地となっていますが、地元の農家が借りて茶畑として利用することで農地の遊休化防止と有効利用が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と有効利用が図られるとのことですが。

では、議案第5号3番について、これより質疑に入ります。合わせて議案第6号1番の農用地利用配分計画に意見のある方は挙手をお願いします。

委員 地元の農家ということですが、町内で茶畑をしている農家はいないのではないかと。

書記 この方は大磯在住ですが町外で既にお茶の栽培を行っていて、JAに納品実績もあります。大磯町では紅茶用の茶葉を栽培したいとのことですが。

議長 他にございませんか。他に質疑がないようですので、議案第5号3番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第5号3番は原案とおりの決定いたしました。

また、合わせて農用地利用配分計画に出された意見はまとめて大磯町長に報告します。

議長 次に、報告第1号の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第1号の「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出」については、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の4ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に意見がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきましては、議案書6ページの2件でございます。場所につきましては総会資料の5ページと6ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番と2番を朗読》

書記 報告第2号1番と2番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に意見がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 続きまして、報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第3号「農地法第18条第6項の規定による通知」につきましては、議案書7ページの2件でございます。場所につきましては、総会資料の7ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番と2番を朗読》

書記 報告第3号1番と2番につきましては、農地に係る賃貸借契約の合意解約についての通知で、期間満了前に解約により農地を賃借人に引き渡すこととなる日より前6カ月以内に成立した合意であって、その旨が署名により明らかな場合、30日以内に農業委員会に通知することにより農地法第18条の許可を受けなくても解約ができます。内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第3号1番と2番について、発言がある方は挙手をお願いいたします。

委員 合意解約というと、契約が切れる前に農地の貸し借りを止めるということですね。

書記 貸し手あるいは借り手の都合により耕作ができなくなった場合、両者の合意により契約を解除することができます。

委員 解約の理由は何ですか。

書記 理由は鳥獣被害が多発したからとなっています。

委員 電気柵などの被害対策はしていましたよね。しかし、近年の耕作状況は良くなかったと思いますが。

書記 電気柵はしていましたが、農地利用状況調査でも耕作状況は良くありませんでした。実際には営農計画の変更と町外に広い農地を確保できたからと聞いています。

委員 どのようなことですか。

書記 参入当初は、農業体験を通して契約企業の社員のリハビリを促進する目的でしたが、近年は農業コンサルタントが主となっていました。これからは葡萄酒畑の共同経営をされるそうです。

議長 よろしいですか。特に意見がないようですので、以上で報告第3号を終わります

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和２年第３回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

(午後２時２５分)